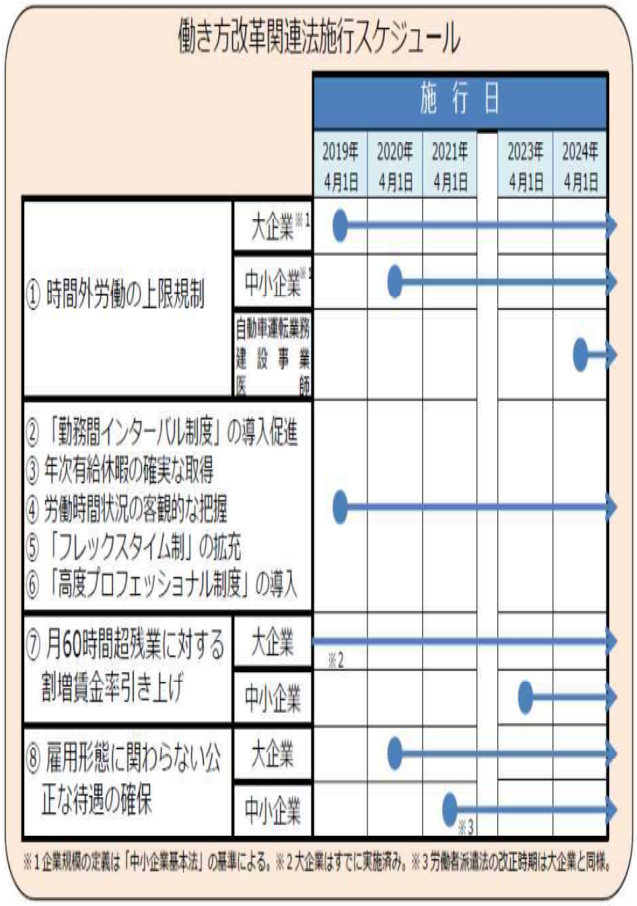
事務所通信　No.316

令和４年２月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　*篠田パートナーズ事務所*　☎ 0254-22-5649 ㈹

働き方改革関連法施行スケジュール



平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行が始まった**働き方改革関連法**　副業解禁や育児・介護との両立など多様化する現代のライフスタイルに合わせ、８つの関連法が改正されました。令和4年からの適用はありませんが、来年再来年と適用が開始される法律内容があります。

法律や企業規模、業務内容により適用時期が異なるため、今一度ご確認の程宜しくお願いします。

■月60時間超の時間外割増賃金率引上適用

施行日：令和5年4月1日

対　象：中小企業

大企業では、1ケ月で60時間を超える時間外労働をさせた場合、その超えた分の時間外労働については法定割増賃金率が50%以上となっています中小企業に対しては50%の引き上げが猶予され、60時間を超える分の時間外労働の法定割増金率も25%以上に据え置かれていましたが、働き方改革が成立したことによって、**令和5年4月からは中小企業でも法定割増賃金率が50%以上になります。**

■時間外労働の上限規制

施行日：令和6年4月1日

対　象：自動車運転業務、建設業、医師

▲自動車運転業務

特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。一方、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ケ月平均80時間以上とする規制は適用されません。また、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ケ月までとする規制も適用されません。



▲建設事業

災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。一方、災害の復旧・復興の事業に関して時間外労働と休日労働の合計について月100時間未満、2～6ケ月平均80時間以内とする規制は適用されません。



▲医師

上限規制の原則を年960時間、月100時間未満（例外あり）とし、やむを得ず一般の労働者に適用される時間外労働の上限時間を超えて働かざるを得ない場合は追加的健康確保措置を努力義務として定めることで現在検討が行われています。

※詳細は厚生労働省のHPをご覧ください

クリックで関連ページへ

【検索ワード】

時間外労働の上限規制

CHECK!

雇用保険マルチジョブホルダー制度

令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に**「雇用保険マルチジョブホルダー制度」**が新設されました。**複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。**

■＜適用条件＞

・複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること

・2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること

・2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

事業主は本人からの依頼に基づき手続きに必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行う必要があります。なお、マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など不利益な取扱を行うことは法律で禁止されています。対象者がいる場合は当所にご相談ください。

アルコールチェックの義務化

令和3年6月28日千葉県で発生した白ナンバーのトラック運転手が起こした飲酒運転事故を受け、白ナンバー事業者に対するアルコール検知器でのドライバー飲酒検査が義務化されます。**対象は安全運転管理者の選任条件と同じく、白ナンバーを5台以上か、定員11人以上の車を1台以上使う事業所です。** 導入準備が必要との声を受け、4月、10月と段階的な導入となりました。

■令和4年4月からの義務化

・運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、酒気帯びの有無を確認すること

・酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること



■令和4年10月からの義務化

・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと

・アルコール検知器を常時有効に保持すること

施行時期が近づくにつれ、アルコール検知器の需要の高まりが予想されますので早めの準備をお勧めします。

特別労働相談受付日における相談結果公表

事務所通信No.313（令和3年11月1日）でお知らせした**「過重労働解消キャンペーン」**の一環として実施された特別労働相談受付日における相談結果が厚生労働省から公表されました。今回の特別労働相談では、合計で480件の相談が寄せられました。相談結果の概要は次のとおりです。

●主な相談内容

・長時間労働・過重労働	56件（11.7%）
・パワハラ	48件（10.0%）
・解雇・雇止め	47件（ 9.8%）
・賃金不払い残業	46件（ 9.6%）
・休日・休暇	40件（ 8.3%）

これらの相談のうち労働基準関係法令上問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応を行っているということです。



令和2年6月1日に**パワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）**が施行されました。**中小企業については、令和4年4月1日から義務化されます。**

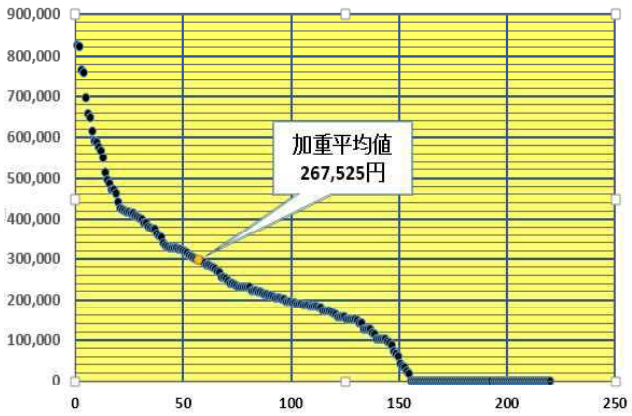
■３年冬期賞与分析

▲当事務所が扱った「社保・賞与届」からの賞与支給状況の分析結果です。

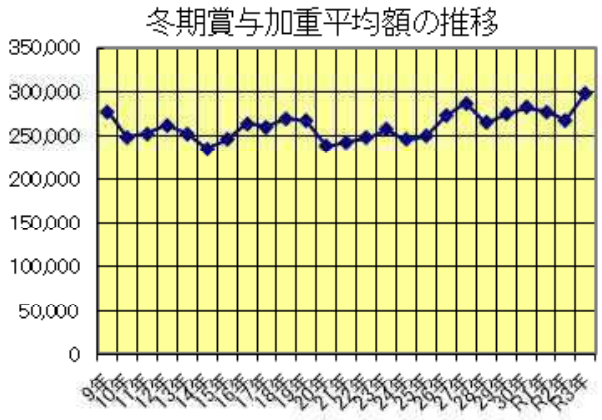
■各社平均額前年対比

同額及び増加 57.4% 、減少 42.6%

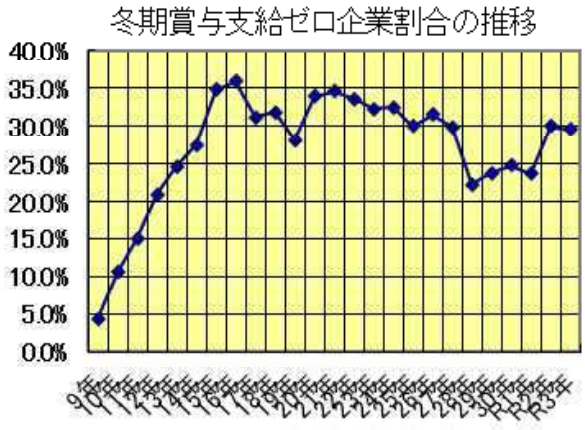
■会社別一人平均賞与額プロット（220社）



■全社加重平均額 298,157円（前年比 111.5%）



■賞与支給ゼロ企業は 29.5%（前年は30.0%）



■ 拾い読みの読書

整える習慣

名医が教える 心も体も楽になる１０８の行動術

著 者／ 小林弘幸 順天堂大学医学部教授

出版社／ 日経ビジネス文庫 ８８０円＋税

P78 **金曜日の夜に「来週必要なモノ」を揃えておく**／より高いパフォーマンスを発揮するために一番大切なことは何かと問われれば、私は迷うことなく「準備」と答えます。

P126 **心・技・体で最初に整えるべきは「体」**／体の状態が悪ければ、心がいくら整っていてもいいパフォーマンスをすることはできませんし、いくら技術があったとしてもそれを100%発揮することができないからです。

P188 **明日のシミュレーションがロケットスタートを生む**／一日の流れがざっくりとでもイメージされていれば、確実に「明日」という日の充実度はアップします。

P232 **「ストレスを生むのは自分自身」と思えた瞬間から自律神経は整い始める**／自律神経というのは、他人を責めているうちは乱れる一方ですが、「そうか、自分に責任があるんだ」と、ある意味あきらめ、自覚できた瞬間から少しずつでも整い始めるものなのです。

■ 画像通信



我が家の黒ネコ「マック」の名前の由来は、

三菱鉛筆ボールペン「純黒（まっくろけ）」のCMソング

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (316号)

■ 青学優勝 (R4.1.3)

▲新型コロナ禍前の我が家の元旦行事は、午前中に初詣と菩提寺へのご挨拶を済ませて新潟の寓居に向かい、到着と共に「正月だもの」と言い訳をしつつ、まずは缶ビールで喉を潤し、夕暮れを待ってお節を肴に「呑み初め」となるのだが、昨年からは大雪とコロナ禍で自宅で巣ごもりである。

▲変わらないのは、二日、三日の箱根駅伝のテレビ観戦。何せ、雪空の新潟と違って、青空に富士が浮かぶ中を、若者達が力走する姿は清々しく、その上に母校が10年ほど前から総合優勝４回の強豪校に名乗りを上げ、応援にも力が入ったこともある。今年は、復路後半の頑張りで３位との差が僅か２秒の総合４位。来年が楽しみである。

▲それにしても青学は強い。その強さの理由をテレビ解説などから探って見ると、第一に選手の層の厚さ、その上に選手をその気にさせる監督の指導力。走力のみならず基礎体力向上の科学的トレーニングを課し、レースでは優勝と共にタイムという成果を求め、選手一人一人が自ら考え、行動する力を鍛え上げて来たと言う。監督車から「スマイル！スマイル！」「よく頑張った！」の声に笑顔で返す選手の姿に、厳しい練習で掴んだ確固たる自信から来る監督や仲間との溢れる信頼を感じると共に、それらの長年の試行錯誤の積み重ねが層の厚さを生んだのだと確信した。

▲我が事務所もこれを見習い、今一度、事務所が目指すことを確認し、一人一人が今何を実行すべきか、その先に何を目指すかを自ら考え、行動する集団にして行かなければと強く思った。価値のある面白い人生のため、層の厚い組織に向けて。

■ ヒト、猫を飼う (R4.1.13)



▲久し振りに養老孟司本で帯に「究極の人間論」とある『ヒトの壁』を読んだ。だが、脳ミソへの染み込みが悪く、最初に読んだ『バカの壁』にある「バカの壁とは、人は知りたくないことに耳を貸さず情報を遮断すること」を思い出した。

▲それでも、最終章の「ヒト、猫を飼う」だけは違った。それは、養老先生が描く愛猫「まる」から、我が家のネコ達、取り分け19年間共に過ごした黒ネコ「マック」を思い起こしたからである。

▲片や血統書付きの雄、我が方はミックスの雄。養老家の前のネコの好物は羊羹それも虎屋限定。マックは、海苔が大好きで特に山本山。最高体重7.5kgに対し8.0kgと共にデブで、「どちゃっ」と座る。仕事場では、資料やパソコンの上に乗り邪魔をする。留守にすると先生宅では、あちこちにオシッコしていたと言うが、マックは何かの音で玄関まで何度も見に行き、帰っていないことにしょんぼりと戻って来たと泊まりの留守番を頼んだ義母から聞いて抱きしめたこともある。まるの寝る場所はその日の気分次第で先生の寝床に来ることはなかったが、マックは夜中に必ずベッドに飛び乗り、足元や枕元で寝た。来客にまるは一旦は無視して後から確認に出て来たといい、マックはすぐに姿を現し愛嬌を振りまいていた。拘束型心筋症で18歳で逝ったまるは今骨壺の中で眠り、腎不全のマックは数年間朝夕２本の注射に耐えた末に19歳で天寿を全うし、市役所に集まった故ネコ達とあちらで跳ね回っていることだろう。

▲ネコで生死やヒトの生きることを考えさせられたのは養老先生と同じであり、あの世では真っ先にマックが駆け寄って来るような気がしている。